

法人市民税税率表

(別 表)

均 等 割			
	法人等の区分		税額 (千円)
九号法人	資本金等の金額	5 0 億円を超える	3,600
	従業者数の合計	5 0 人を超える	
八号法人	資本金等の金額	1 0 億円を超え 5 0 億円以下	2,100
	従業者数の合計	5 0 人を超える	
七号法人	資本金等の金額	1 0 億円を超える	492
	従業者数の合計	5 0 人以下	
六号法人	資本金等の金額	1 億円を超え 1 0 億円以下	480
	従業者数の合計	5 0 人を超える	
五号法人	資本金等の金額	1 億円を超え 1 0 億円以下	192
	従業者数の合計	5 0 人以下	
四号法人	資本金等の金額	1 千万円を超え 1 億円以下	180
	従業者数の合計	5 0 人を超える	
三号法人	資本金等の金額	1 千万円を超え 1 億円以下	156
	従業者数の合計	5 0 人以下	
二号法人	資本金等の金額	1 千万円以下	144
	従業者数の合計	5 0 人を超える	
一号法人	資本金等の金額	前各号に掲げる法人以外	60
	従業者数の合計		

※上記中の「従業者数」とは、「古賀市内の事業所、事務所又は寮等の従業者数」のことをいいます。

法 人 税 割	
令和元年 9 月 3 0 日までに開始した事業年度の法人税割税率	12.1%
令和元年 1 0 月 1 日以降に開始する事業年度の法人税割税率	8.4%

◎古賀市では超過税率が適用されます。